

拡大措置検討委員会報告書 提言概要

基本的考え方

刑事施設の運営業務に民間事業者が参入したことにより、一定の成果を上げていると評価

総務系業務

業務水準の低下を抑えるとともに、質の高い業務遂行が可能となるよう、民間委託の在り方を検討

職業訓練・教育業務

官民の役割分担を明確にしつつ、官民の連携に基づくノウハウが更に発揮できる民間委託の在り方を検討

収容関連サービス業務

受刑者を就業させないことを前提に、民間のノウハウを十分に活用した民間委託の在り方を検討

一方、非常事態における緊急支援、保安事故発生時における警備応援の観点から、刑務官等を一定数確保することは必要不可欠

当面、刑務官を削減する視点からの警備業務の民間委託の拡大については検討しない

今後の方向性

総務系業務

- ①最初に、複数年の事業期間で事業を実施し、業務水準の維持・向上が図れる等の成果を踏まえ、②次に、複数の刑事施設を対象とする事業を実施
- ②の場合、民間に委託する業務の標準化を図ることが前提
- 標準化した業務のうち、集約できる業務については、将来、同一矯正管区内のすべての刑事施設の業務委託を目指す

職業訓練・教育業務

- 既に国が実施している改善指導については引き続き国が実施し、改善指導を一層充実させる観点から、高齢受刑者処遇など、その時々々の犯罪情勢に応じた新たな課題を踏まえ、民間のノウハウを活用できる教育プログラムを一般改善指導として、民間事業者に委託
- 職業訓練についても、既に国が実施しているものについては、引き続き国が実施し、民間のノウハウを活用し就労に直結するなどの職業訓練の実施を民間事業者に委託

収容関連サービス業務

- 「地域との共生」を実現する観点から、刑事施設周辺地域の雇用促進、経済振興に資する収容関連サービスの民間委託を実施することで、刑事施設周辺地域の矯正処遇に対する一層の理解及び支援を得る
- 厨房施設等の建替時期が到来している刑事施設の給食及び洗濯業務について、増改築に合わせ国において新たに厨房施設等を整備の上、民間事業者に委託することとし、その際必要な要員については地元からの雇用、食材等の必要な物資については地元調達を、それぞれ入札条件として、実施を義務付ける。
- あわせて、厨房施設の配置を工夫することにより、被収容者に対する給食のみならず、刑事施設周辺の学校や社会福祉施設への給食、独居老人に対するケータリングサービスなども一緒に実施できることを検討する。

提言を受けた今後の対応

提言を踏まえ、公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託事業の拡大等について、平成25年8月までに検討